

環境通信

問い合わせ先
環境衛生課
☎248-1202



家庭でできるゼロカーボン・アクションに取り組みましょう

ゼロカーボンとは？

日常生活や事業活動で排出される二酸化炭素(CO₂)を可能な限り削減し、それでも残る二酸化炭素を森林などにより吸収して排出量を実質ゼロにすることです。

家でできる省エネ・節約ポイント

ゼロカーボン社会を実現するためには、一人ひとりが自分にできることから取り組むことが大切です。節約にもつながる身近な省エネポイントを紹介します。

電灯はLED電球に 替えましょう

- ・白熱電球1灯をLEDランプに取り替えて1年間使用すると年間約32kgのCO₂の削減ができ、年間約2,500円の節約になります。

冷房は28度を目安に、 カーテンやすだれを活用して 外の熱を遮りましょう

- ・夏の間、冷房の設定温度を27度から28度に上げると年間約10.4kgのCO₂の削減ができ、年間約820円の節約になります。
- ・冷房期間112日で算出。

シャワーの流しっぱなし はやめて節水しましょう

- ・シャワーのお湯を流す時間を1日1分短くして1年間継続すると、年間約28.6kgのCO₂の削減ができ、年間約4,300円の節約になります。

ゴミを減らして有効活用しましょう

一人ひとりの小さな心掛けも、積み重なれば大きなごみの減量と資源の有効活用につながります。3Rにご協力をお願いします。

Reduce(リデュース) →ごみの量を減らそう

- ・買い物はマイバッグを持参しましょう。
- ・1人あたり平均年間100枚捨てているレジ袋をマイバッグにすると、年間約4.2kgのCO₂の削減ができ、年間約380円のレジ袋代の節約になります。

Reuse(リユース) →繰り返し使おう

- ・着ない服や使わない物は店舗回収ボックスやリサイクルショップ、フリーマーケットに出しましょう。
- ・着なくなった服(年12着)をリユースすると、廃棄する場合に比べて年間約22.6kgのCO₂の削減ができ、年間約3kgのごみ減量につながります。

Recycle(リサイクル) →資源として活かそう

- ・生ごみの約8割は水分です。生ごみをコンポストで処理すれば、焼却施設の燃焼効率が上がり、少ないエネルギーでごみ処理ができます。
- ・市では生ごみ処理機購入費の一部を助成しています。詳しくはお尋ねください。



出典：熊本県発行『くまもとゼロカーボン行動ブック』
他の取り組みもたくさん載っています。
詳しくはこちらをご覧ください▶



熊本県内バス・電車 子ども無料(大人100円)の日



●申し込み・問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎248-1813

▶とき 9月17日(土)

▶運賃

- 大人(中学生以上)……………100円
- 子ども(小学生以下)……………無料
- 障がい者……………無料
- 免許返納者割引対象者……………50円

▶1日乗車券

- 各バス会社営業窓口で購入……………200円
- LINEアプリデジタルチケット……………180円

▶対象公共交通機関

- ・バス 市レターバス(乗合タクシーは対象外)
県内路線バス
(あまくさ・たかもり号は半額、県外高速バス、
空港リムジンバスは対象外)
 - ・電車 熊本電鉄電車および熊本市電
- ※各市町村の実施するコミュニティ交通など、対象路線の詳細については共同経営推進室ホームページで確認してください

●お問い合わせ先(各バス会社営業窓口)

- ・九州産交バス・産交バス ☎300-1179
- ・熊本電気鉄道 バス ☎343-3023
電車 ☎343-2552
- ・熊本バス ☎370-8215
- ・熊本都市バス ☎312-5077
- ・熊本市交通局 ☎361-5233
- ・市レターバス 企画課 企画広報班 ☎248-1813



▲デジタルチケットは
こちらからLINE友だち
に追加して購入



▲共同経営推進室
ホームページ

こんにちほ

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時~午後4時

トイレ修理

相談事例

トイレが詰まったので、ポストに入っていたマグネットタイプの広告を見て電話をかけた。事業者から「現場を見ないといくらかかるか分からない」と言われたので訪問を依頼した。

訪問した事業者はすぐに作業を開始した。作業後に3万円を請求された。高いと思ったが、修理が終わっていたので支払った。事業者から、「便器が古くなっているので取り替えた方がいい。今なら20万円で交換できる」と言われた。また修理が必要になるのも困るのでお願いすることにした。他県に住む娘に話すと、他から見積もりを取った方がいいと言われた。キャンセルできるだろうか。契約書はもらっている。

訪問を要請し契約した場合は一方的に契約をなかったことにすることはできません。

相談者への対応

訪問を要請し契約した場合は一方的に契約をなかったことにすることはできません。

一方、便器交換の契約は、訪問販売に当たると考えられるため、クーリング・オフの通知を出しました。事業者には通知を出したことを伝え、了承されました。

アドバイス

- ・日常生活の中で急なハプニングが起こると、冷静な判断ができないことがあります。日頃から信頼できる業者を把握しておきましょう。
- ・訪問を依頼する前に、出張費用や見積もりは無料なのかを確認しましょう。
- ・ネット広告に「〇〇円」と表示されている場合があります。ネット広告をうのみにせず、作業が始まる前に金額や作業内容を確認し、納得いかない場合は契約するのをやめましょう。

トラブルに遭った場合や不安に思ったら消費生活センターへご相談ください。

